交通毎日新聞

2010年(平成22年)9月27日(月曜日)　(1)

ここが聞きたい

〈月曜掲載〉

安全と健康は「両輪」

運転者の状態把握重要

健康起因の事故防止

大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構
作本貞子理事㊤

事業用自動車の重大事故のひとつに、健康起因による事故がある。近年ではその件数が増加傾向にある。高齢ドライバーの増加や、業界内の激しい競争がドライバーにしわ寄せされて体調不良や居眠り運転を招いたり、さらに管理する事業者もドライバーの健康状態をおろそかにしがちだったりするケースが要因と指摘される。こうした健康起因の事故をどう防ぐか、トラック、バス、タクシー業界などの健康管理をアシストするNPO法人、大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構（OCHIS）の作本貞子理事に聞いた。

《健康起因事故の現状について》

運転中の突然死など健康起因事故は確かに増加しています。3月には大阪の高槻市でスイミングスクールのバスが炎上した事故がありました。運転者は65歳。死因は焼死だったが、不整脈による心臓発作を起こした可能性があるといいます。ひとつには運転者が高齢化し、今後もこうした事故が増える可能性が高いと考えます。07年の自動車事故報告規則に基づく報告件数は、全国で97件発生しました。このうち乗合バスは25件、高速バス5件、貸切バス2件、ハイヤー・タクシー35件、トラック30件となっており、バス、タクシー、トラックの業態でほぼ3等分となっています。

《事故に関係していた疾病や年齢について》

97件のうち心臓疾患・血管系疾患32人、脳血管系疾患30人、その他疾患21人、消化器系疾患8人、糖尿病3人、呼吸器系疾患2人、睡眠障害1人でした。年齢は20代2人、30代9人、40代27人、50代39人、60代19人、70代1人の順です。

循環器系の病気がほとんどですが、過重労働や睡眠時無呼吸症候群（SAS）も複合的な要因として軽視できません。やはり基礎疾患は高血圧が多く、健康診断後の再検査や精密検査を受診していなかったり、乗務前の前駆症状があるにもかかわらず自己申告していなかったりするケースが多くなっています。また運行管理者による運転者に対する生活習慣病予防の指導が不十分との要因もあります。健康起因事故に対する認識が運転者、運行管理者とも浅いと言わざるを得ない状況でしょう。

事業者や運行管理者が行う指導は、集団教育にとどまり、個別の指導をしていなかったり、事故防止教育もマンネリ化して健康起因事故の事例を取り上げていなかったりします。また健康診断の結果を軽視している場合もあります。例えば高血圧から想定される病気を把握していない。さらに健康管理の重要性を指導していないということです。さらに運転者自身も高血圧が原因で引き起こされる病気を理解していないこともあります。

やはり、高齢者社会の進展で運転者も高齢化してきます。健康に起因する事故防止対策の検討が必要です。さらに高血圧、糖尿病などを抱える運転者、事業者は持病に対する知識、予防策を十分に理解する必要があります。

《事故に対する企業責任が重くなっています》

労働者の生命・身体・健康に対する危険防止のために注意を怠った場合による労働者の死傷の場合、業務上過失致死傷など刑事責任が問われます。また不法行為や使用者責任、不履行責任(安全配慮義務違反)では、過重労働による健康障害、職場のストレスによる精神障害などでは民事損害賠償責任の例もあります。もちろん事業停止や事業許可取り消しなどの行政処分もあります。社会的信用を一気に落としてしまうことになります。

こうした事態を未然に防ぐために、国土交通省が7月、「事業用自動車の運転者の健康管理にかかるマニュアル」を作成しました。ポイントは運転者の健康状態の把握です。安全と健康は、クルマで言えば両輪です。

まず、義務付けられている1次健診の実施。そして推奨ながら1次健診の結果からの2次健診。労災保険には、「2次健康診断等給付」という制度があり、脳血管、心臓疾患を発症する可能性のある労働者に実施するもので、その後の保健指導も含めて費用は労災保険から支給されますので活用をお勧めします。

そして点呼時での判断。酒気帯びや疾病、過労などを事前に確認します。マニュアルでは疾病別に症状などチェック項目もあるため、こうした項目を照らし合わすこともできます。最後に重要なのは、こうした指導を記録に残すことです。事業者としての責務を果たしている事実を証明するものですから、きちんと整えておく必要があります。